

札幌市次世代自動車購入等補助要綱

平成23年3月16日環境局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、次世代自動車を購入若しくは貸渡し（以下「購入等」という。）をする者又は次世代自動車の燃料供給設備を設置する者に対し、その次世代自動車又は燃料供給設備の購入費用の一部を補助することについて必要な事項を定め、もって次世代自動車の普及促進を図り、温室効果ガスの排出削減と本市の大気環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「自動車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定するものであって、道路運送車両法第58条に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けたもののうち、被けん引自動車を除くものをいう。
- (2) 「次世代自動車」とは、天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車をいう。
- (3) 「天然ガス自動車」とは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車で、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているものをいう。
- (4) 「電気自動車」とは、搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車で、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の燃料が電気であることが記載されているものをいう。
- (5) 「ハイブリッド自動車」とは、内燃機関を有し、併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いる自動車で、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がハイブリッド自動車であることが記載されているものをいう。
- (6) 燃料電池自動車とは、搭載された燃料電池によって発電した電気によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない自動車で、当該自動車に係る自動車検査証に燃料が圧縮水素であることが記載されているものをいう。
- (7) 「V2H（ヴィークル・トゥ・ホーム）充電設備」とは、電気自動車等と住宅との間で相互に電力を供給することができる設備をいう。
- (8) 「年度」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条に規定する会計年度をいう。
- (9) 「一般乗合旅客自動車運送事業」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する事業をいう。
- (10) 「一般貸切旅客自動車運送事業」とは、道路運送法第3条第1号ロに規定する事業をいう。
- (11) 「一般貨物自動車運送事業」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する事業をいう。
- (12) 「特定貨物自動車運送事業」とは、貨物自動車運送事業法第2条第3項に規定する事業をいう。
- (13) 「貨物軽自動車運送事業」とは、貨物自動車運送事業法第2条第4項に規定する事業をいう。
- (14) 「第二種貨物利用運送事業」とは、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する事業をいう。
- (15) 「旅客自動車運送事業」とは、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業をいう。
- (16) 「貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事

業、貨物軽自動車運送事業、第二種貨物利用運送事業をいう。

- (17) 「自動車リース事業者」とは、借受人を自動車の使用者として行う自動車の貸渡しを業とする者をいう。
- (18) 「市民」とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている未成年者を除く者をいう。
- (19) 「国等」とは、国、地方自治法第157条に規定する公共的団体等、地方税法（昭和25年法律第226号）第294条第7項に規定する公益法人等、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第1項第5号から第7号に掲げる法人、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）第22条に規定する出資団体等、その他市長が特に公共的性格を有すると認める団体をいう。
- (20) 「抹消登録等」とは、道路運送車両法第15条第1項第1号の規定に基づく永久抹消登録（自動車の用途を変更したときの永久抹消登録を除く。）及び同法第16条第2項第1号の規定に基づく一時抹消登録を受けた自動車が滅失した等の旨の届出（自動車の用途を廃止した旨の届出を除く。）をいう。

（補助対象自動車等）

第3条 補助の対象となる自動車（以下「補助対象自動車」という。）は、次の要件を満たす次世代自動車とする。

- (1) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所となる自動車であること
- (2) 補助金の交付を受けるにあたり、新車として新たに購入する自動車であること
さらに、自動車リース事業者が貸し渡すために購入する自動車にあつては、その貸渡料金（消費税額及び地方消費税額を除く。）に補助金の交付額相当分の値下がりが他団体等の補助金を含め、反映される自動車であること
- (3) 事業の用に供するために4年間以上使用する自動車又は市民が5年間以上使用する電気自動車若しくは燃料電池自動車であること
さらに、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車にあつては、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上の自動車又は貨物自動車運送事業の用に供する自動車であること
- (4) 自動車検査証の登録年月日が、補助金の交付を受ける年度の3月22日までの日付となる自動車であること

2 補助の対象となる、V2H充電設備（以下「補助対象設備」という。）は、次の要件を満たす設備とする。ただし、補助対象となるのは、1年度につき1世帯あたり1台とする。

- (1) 市民が自宅に設置するV2H充電設備であること
- (2) 補助金の交付を受けるにあたり、新たに購入し、設置しようとする設備であること
- (3) 設置後、8年間以上使用する設備であること
- (4) 設置年月日が、補助金の交付を受ける年度の3月22日までの日付となる設備であること

（補助の対象者）

第4条 補助の対象となる者は、補助対象自動車又は補助対象設備（以下「補助対象自動車等」という。）を購入し、所有しようとする者であつて、次の要件を満たす者又はその補助対象自動車を次の要件を満たす者に貸渡しをしようとする自動車リース事業者とする。

- (1) 国等を除く法人又は個人
- (2) 市内において原則として1年以上引き続き同一の事業を経営する者又は市民
- (3) この要綱の規定による補助を受けて購入した補助対象自動車を、自らの事業のために4年間以上使用することが可能であると認められる事業者又は5年間以上使用する

ことが可能であると認められる市民

(4) この要綱の規定による補助を受けて購入した補助対象設備を、自宅に設置して8年間以上使用することが可能であると認められる市民

(5) 市税を滞納していない者

(6) 補助対象自動車等について本市の他の補助金の交付を受けていない者

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）でない者

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象自動車等の購入をする前に、当該購入をする日の属する年度の4月2日から2月末日までの日に様式第1号による補助金交付申請書に別表1の関係書類を添えて、市長に交付申請をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による交付申請が、各年度における予算に基づき市長が別に定める交付申請の受付予定額に達したときは、交付申請の受付を終了することができる。

3 申請者は、第1項の規定による交付申請の内容を変更しようとするときは、速やかに市長に申し出たうえで、当該交付申請の内容を変更することができる。ただし、市長が交付申請の内容を変更させることが適当でないとする場合には当該申出にかかわらず、当該交付申請の内容を変更させないで、次条第1項の規定による通知をすることができる。

（交付決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、当該決定の結果を様式第2号による補助金交付・不交付決定通知書により申請者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定をする場合において必要があるときは、補助金の交付目的を達成するために必要な限度において当該決定に条件を付することができる。

（補助金の交付）

第7条 市長は、前条第1項の規定による補助金交付決定通知を受けた者（以下「補助決定対象者」という。）に対して予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

2 補助金の交付対象となる経費は、補助対象自動車等の購入に要する費用（当該補助対象自動車等の本体価格に相当する費用に限る。）とし、補助金の額は、別表2に定めるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、補助決定対象者が旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上の自動車又は貨物自動車運送事業の用に供する自動車である天然ガス自動車及びハイブリッド自動車を購入する場合、補助対象自動車1台を購入するにあたり、主として市内で1年以上使用している平成11年度以前に道路運送車両法第4条の登録を受けた自動車1台以上を補助金の交付を受ける年度内に抹消登録等する場合は、その購入自動車1台につき、前項の規定により算出した額に $3/2$ を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）を第1項に規定する補助金の額とすることができる。

（補助金交付申請の内容変更及び中止）

第8条 補助決定対象者は、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた後に第5条第1項の規定による交付申請の内容を変更しようとする場合において、重

大な内容変更については購入等を行う前に、その他内容変更については速やかに様式第3号による補助金交付変更等承認申請書を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による交付申請の内容変更の申請を受けたときは、その内容を審査し、承認の可否について様式第4-1号による補助金交付変更等承認・不承認通知書により補助決定対象者に通知するものとする。
- 3 補助決定対象者は、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた後に補助対象自動車等の購入等を中止しようとする場合は、様式第3号による補助金交付変更等承認申請書を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による補助対象自動車等の購入等を中止する申請を受けたときは、速やかにこれを承認し、当該補助決定対象者に係る第6条第1項の規定による交付決定を取り消す旨を、様式第4-2号による補助金交付変更等承認通知書兼交付決定取消通知書により、補助決定対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助決定対象者は、第6条第1項の規定による補助金交付決定通知を受けた後、速やかに当該通知に係る補助対象自動車等を購入し、補助対象設備にあつては当該設備を設置し、第7条第3項の場合にあつては抹消登録等をしたうえで、さらに自動車リース事業者にあつては購入した当該自動車を貸し渡したうえで、当該購入等又は当該抹消登録等の日の翌日から起算して30日を経過する日又は当該通知を受けた年度の3月22日のいずれか早い日までに、様式第5号による実績報告書に別表1の関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により提出された実績報告書の内容を審査し、その報告内容が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第6号による補助金交付額確定通知書により当該補助決定対象者に通知しなければならない。

(補助金の交付請求等)

第10条 補助決定対象者は、前条の規定による補助金の額の確定を受けたときは、速やかに様式第7号による補助金交付請求書を市長に提出し、補助金の交付請求をするものとする。

- 2 市長は、前項の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助決定対象者が次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、及び既に交付した補助金の全部又は一部について期間を定めて返還を求めることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) この要綱に違反したとき
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき

- 2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したとき又は補助金の全部又は一部の返還を求めるときは、様式第8号による補助金交付決定取消通知書兼返還請求通知書により通知しなければならない。

(財産処分の制限)

第12条 補助決定対象者は、第10条第2項の規定により市長が交付した補助金に係る補助対象自動車等（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助決定対象者は、取得財産を取得した日の翌日を起算日として、補助対象自動車を取得した事業者にあつては4年間（1,460日）、市民にあつては5年間（1,825日）、補

助対象設備を取得した事業者及び市民にあつては8年間(2,920日)を経過する日まで(以下「処分制限期間」という。)は、市長の承認を受けないで、当該取得財産を売買し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付けし、又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。

3 補助決定対象者は、処分制限期間内に前項の処分について承認を得ようとするときは、あらかじめ様式第9号による財産処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の規定により承認申請があつたときは、当該申請の内容を審査し、承認又は不承認を決定し、様式第10号による財産処分承認・不承認通知書により補助決定対象者に通知しなければならない。

5 補助決定対象者は、第2項の規定による処分をしたときは、様式第11号による財産処分報告書に係る書類を添えて、市長に処分報告をしなければならない。

6 市長は、前項の規定による処分報告があつたときは、次に定めるところにより算定した額(1,000円未満の端数は切り捨てる。)を様式第12号による補助金返還請求通知書により補助決定対象者に返還を求めることができる。

当該取得財産に係る補助金額×(処分制限期間の日数－使用期間(※))÷処分制限期間の日数

※ 補助決定対象者が当該取得財産を取得した日の翌日から第5項の規定による処分をした日までの日数をいう。

(調査に対する協力)

第13条 申請者は、補助対象自動車等の購入等に係る補助金の執行等に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

(書類の整備)

第14条 申請者は、補助対象自動車等の購入等に係る収支を明らかにした帳簿及び書類を備え付け、第12条第2項に定める期間中は保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

別表1 添付書類（第5条、第9条関係）

| 申請者 | 申請時 | 報告時 |
|----------------|---|--|
| 事業者 (法人) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 商業、法人登記簿謄本 ・ 法人市民税納税証明書 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車検査証 ・ 購入に係る契約書及び領収書 ・ ローン契約書及びクレジット会社等宛ての領収書 ※所有権留保付ローン購入の場合 ・ 札幌市以外から受ける補助金の交付額が分かる書類（交付決定通知等） ・ 賃貸契約書及び貸渡料金の算定根拠明細書 ※リースの場合 ・ 補助対象設備の写真及び保証書 |
| 事業者 (個人事業主) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票 ・ 市民税納税証明書 ・ 確定申告書 | |
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票 ・ 市民税納税証明書 (前年度のもの) | |
| リース事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 商業、法人登記簿謄本 ※リース事業者及び使用者が法人の場合、使用者のもの ・ 住民票 ※使用者が市民又は個人事業主の場合、使用者のもの ・ 確定申告書 ※使用者が個人事業主の場合、使用者のもの ・ (法人) 市民税納税証明書 ※使用者のもの | |
| 共通 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 見積書 ・ 仕様書（カタログ等） <p>※V2H充電設備の場合以下のものも必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産税納税証明書 ・ 補助対象設備の設置予定場所の付近見取り図、設備配置図及び現況写真 ・ 補助対象設備を提出者以外が所有する土地又は建物に設置する場合、その土地若しくは建物における、所有者の設置承諾書及び賃貸借契約書等 | |

※ 添付書類は、発行者の印影があるもので、発行から3ヵ月以内のものとする。

別表2（第7条関係）

| 補助対象 | 天然ガス自動車 又は ハイブリッド自動車 | 電気自動車 | 燃料電池自動車 | V2H充電設備 |
|---------------|--|---|--|---|
| 補助対象経費 | 補助対象自動車等の購入に要する費用 (※1) | | | |
| 補助金の額 (※2) | 公共的団体が公示している補助対象自動車と同種の一般自動車との差額に1/10を乗じて得た額 | 搭載された蓄電池容量(kWh)に補助単価(4,000円/kWh)を乗じて得た額 | 公共的団体が公示している補助対象自動車と同種の一般自動車との差額から、公共的団体の補助額を差し引いた残額に1/2を乗じて得た額 | 本体価格に1/3を乗じて得た額 |
| 補助上限額 | 次に掲げる額の内、いずれか少ない額 | | | |
| | (1) 300,000円 (2) 購入費用の一部について他より受けようとする補助又は助成の額を公共的団体が公示している補助対象自動車と同種の一般自動車との差額から除いた額 | (1) 300,000円 | (1) 500,000円 (2) 購入費用の一部について他より受けようとする補助又は助成の額を公共的団体が公示している補助対象自動車と同種の一般自動車との差額から除いた額 | (1) 250,000円 (2) 購入費用の一部について他より受けようとする補助又は助成の額を補助対象設備の購入費用から除いた額 |
| 補助対象者 | 事業者 | 事業者、市民 | 事業者、市民 | 市民 |

※1 消費税額及び地方消費税額を除く、当該補助対象自動車等の本体価格に相当する費用に限る

※2 千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる